

資 料

平成28年2月17日（水）

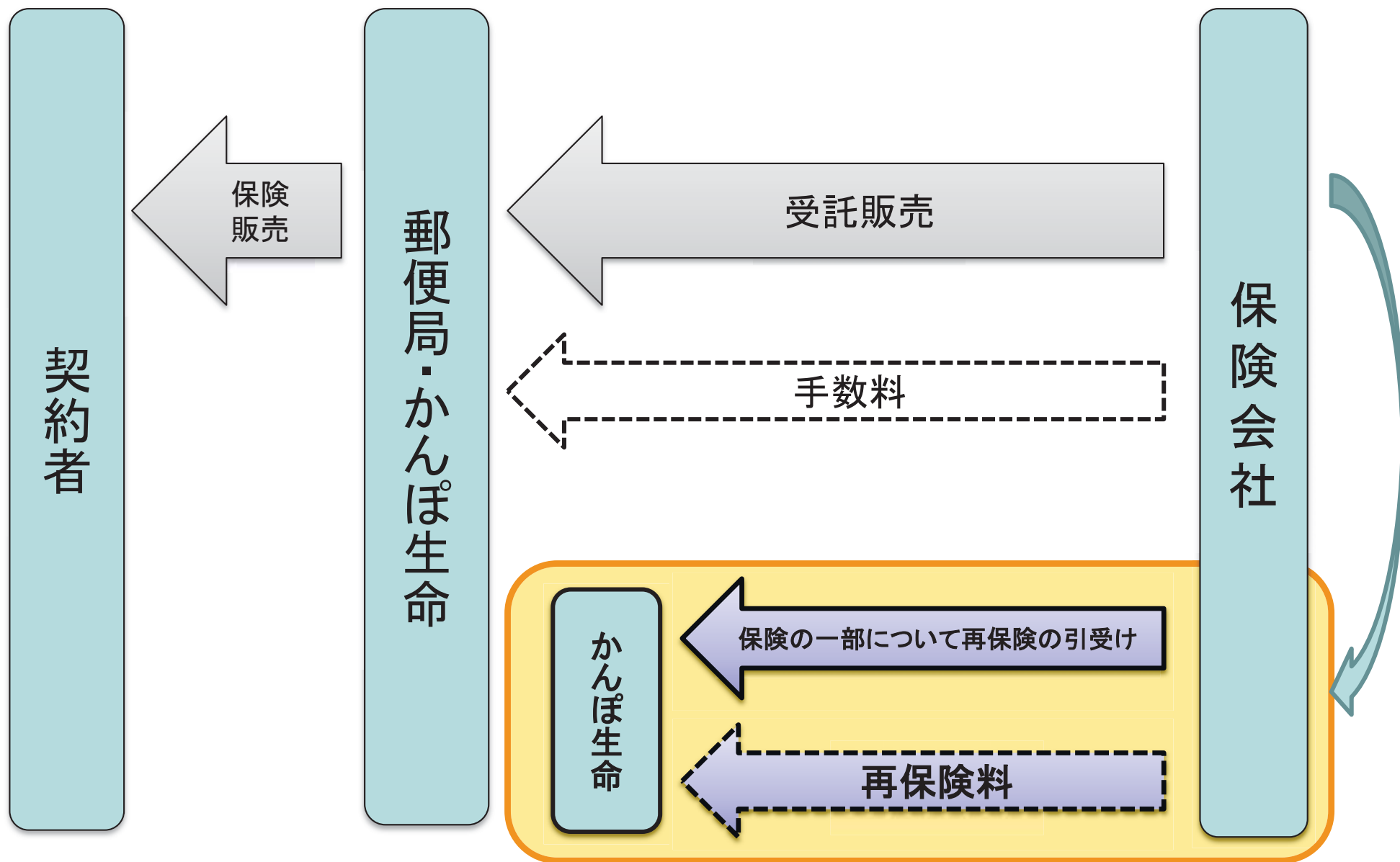
金 融 庁

認可申請の概要

平成28年1月19日、かんぽ生命から、以下の業務を新たに行いたいとして認可申請。

認可申請のあった業務	関連規定	備考
① 再保険の引受け	<ul style="list-style-type: none">・郵政民営化法 第138条第1項・保険業法 第123条第1項	<ul style="list-style-type: none">・再保険の引受対象は、かんぽ生命又は日本郵便が他の生命保険会社から受託販売している保険契約に限定。・再保険の種類は、比例式再保険（支払要件は元受契約と同一）であって、クォータシェア方式（受再するリスクの範囲を予め割合（%）で定める再保険）。・再保険の引受金額は、共同保険式・修正共同保険式再保険の場合、元受契約の保険金額の50%未満。危険保険料式再保険の場合、危険保険金額の50%未満。
② 付帯サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・郵政民営化法 第138条第3項	<ul style="list-style-type: none">・保険業法第98条第1項の規定により行うその他の付随業務で、契約者、被保険者等に対して行う、保険契約に付帯した無料のサービス。 （以下、これを「付帯サービス」と言う。）・認可取得後準備でき次第、健康・医療・介護及びくらしの税務に関する無料電話相談サービスの提供を予定。

認可申請の概要(再保険のイメージ)



関連規定（再保険の引受け）

郵政民営化法(抄)

【郵政民営化法】

第138条 郵便保険会社は、保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。)のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第3条第4項第3号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

【郵政民営化法施行令】

第9条 法第138条第1項に規定する政令で定める保険の種類の詳細は、次に掲げるものとする。

- ① 再保険であるかどうかの別
 - ② ~ ⑫ (略)
- 2 法第138条第1項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成18年6月30日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類とする。

保険業法(抄)

第123条 保険会社は、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる書類に定めた事項(保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第4条

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- ① 定款
- ② 事業方法書
- ③ 普通保険約款
- ④ 保険料及び責任準備金の算出方法書

⇒ 郵政民営化法・保険業法の認可が必要

関連規定（付帯サービスの提供）

郵政民営化法（抄）

第138条

3 郵便保険会社は、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

保険業法（抄）

第97条 保険会社は、第3条第2項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

第98条 保険会社は、第97条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

① 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者、船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和25年法律第177号）第2条第1項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

②～⑬ （略）

2 保険会社は、前項第1号に掲げる業務を行おうとするときは、第275条第3項の規定により同項に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。（以下、略）

→ 付随する業務について、「業務の代理又は事務の代行」以外は認可不要

⇒ 郵政民営化法のみ認可が必要

審査基準

郵政民営化法(抄)【再保険の引受け・付帯サービスの提供】

第138条

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前3項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- ① 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ② 郵便保険会社の経営状況

保険業法(抄)【再保険の引受け】

第5条

- ③ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

Ⅱ-3-11-2 受再に関するリスク管理

保険会社が行う受再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。)。

- (1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役会等において、的確な受再政策が策定されているか。
- (2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。
- (3) 受再契約の締結にあたっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。
(注) 予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。
- (4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。
- (5) 受再保険の成績が確認されているか。
(注) 再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。
- (6) 保険子会社等から受再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

Ⅲ-2-12 付随業務の取扱い

Ⅲ-2-12-1 「その他の付随業務」の取扱い

保険会社が法第98条第1項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。)を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

- (1) 保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。
なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。
 - ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。
 - ② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。
 - ③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの役職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか。
- (2) 上記(1)に定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。
 - ① 当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか。
 - ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。
 - ③ 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
 - ④ 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。